

CONTENTS

- 【特集】**
P1 商工会女性部主張発表
- 【金融支援】**
P2~ 東日本大震災に係る経営支援(追加措置)
青年部による東日本大震災現地支援活動
- 【震災支援】**
P5 東日本大震災に係る義援金協力のお礼
義援金の税法上の取扱い(特定寄附金・指定寄附金)
平成24年度経済センサスー活動調査の実施について
- 【商業活性化支援】**
P6 「クールライフプロジェクト」連携消費拡大事業
・「お買い物券」の進呈
・「エコライフ応援」消費拡大キャンペーン
・ふるさと「逸品」フェスタ
- 【新事業開発支援】**
P7 ふるさと企業育成ファンド事業(新設)
・新分野展開スタートアップ支援事業
・ものづくり人材育成修学資金貸付事業
- 【販路開拓支援】**
P8 売れるギフト商品開発支援事業
- 【県内の経済動向】**
P9 中小企業景況調査
P10 会員情報(経営動向)調査
父親子育て応援企業表彰
- 【施策情報】**
P11 商工貯蓄共済キャンペーン
優良観光土産品奨励制度
中退金共済制度
P12 業務改善助成金
個人事業税

商工会 ふくい

No.30
夏号
2011.08

商工会は行きます 聞きます 提案します

～会員満足向上運動～

発行所／福井県商工会連合会
 〒910-0004 福井市宝永4-9-14
 TEL(0776)23-3624 FAX(0776)25-2157
 責任者／川上 正男
 年4回(2・5・8・11月)1日発行(購読料60円)
 (購読料は会費に含まれています)

商工会女性部福井県主張発表大会で 小澤えつ子さん(福井西)が最優秀賞を受賞！ ～県代表として近畿ブロック主張発表大会へ出場～



商工会女性部主張発表大会が6月28日(火)にサバエ・シティーホテルで開催され、高志・福井ブロック代表の小澤えつ子さん(福井西)が最優秀賞の福井県知事賞に選ばれました。(写真左)

小澤さんは「女性部活動に参加して～地域の宝作りから生まれた絆～」と題して、特産品である“もみわかめのしん”を使った商品開発に取り組み、地域の福祉作業所と連携して製品化を行った活動を発表し、「今回の取り組みで学んだ人と人の絆

を守り育てていきたい」と今後の意気込みを述べました。

また、優秀賞の福井県商工会連合会会長賞には、坂井ブロック代表の奥村繁子さん(坂井市)が選ばれました。

最優秀賞の小澤さんは、9月にあわら市で開催される近畿ブロック大会に県代表として出場します。



東日本大震災に係る中小企業者に対する支援策 (追加支援分等)

■資金繰り支援(融資) マル経融資「震災対応特枠」 日本政策金融公庫

(1) 制度の概要

東日本大震災により、直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対して、マル経の通常枠とは別枠で「震災対応特枠」として融資貸付する制度です。

(2) 融資対象者

- ・小規模事業者で震災により直接又は間接的に被害を受け、かつ、商工会等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うことが見込まれる方が対象になります。

①貸付限度額：通常枠と別枠1,000万

②貸付金利：平成23年7月13日 現在1.95%(貸付後当初3年間)
(日本公庫 基準金利から▲1.2%)

③貸付期間：設備資金10年以内(据置期間1年以内)
運転資金7年以内(据置期間2年以内)

(注)審査の結果、ご希望に沿いかねる場合があります。

■資金繰り支援(融資)「東日本大震災復興特別貸付」 日本政策金融公庫

(1) 制度の概要

本融資制度は、東日本大震災の発生を受けて創設された貸付制度であり、既存の複数の融資制度を一本化し、融資限度額や金利引き下げ措置等を大幅に拡充したものです。

(2) 融資対象者

- ・直接被害を受けた方
原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急避難準備区域以内に事業所を有する方
- ・間接被害を受けた方(上記対象の方と一定以上の取引がある方)
- ・その他震災の影響により、売上が減少している方など(風評被害による影響を含む)

【間接被害を受けた方の場合】

①貸付限度額：【国民生活事業部】6,000万(各融資制度の限度額に上乗せ)
【中小事業部】3億円(別枠)

②貸付金利：間接被害に係る被害証明書を受けた方
○基準金利から▲0.5%(売上高等の減少で0.3%引下げ、雇用の維持・拡大を要件に0.2%引下げ)
○融資後3年間については、3,000万円まで基準金利から▲1.4%

③貸付期間：設備資金15年以内(据置期間3年以内)
運転資金15年以内(据置期間3年以内)

【その他震災の影響により、売上が減少している方の場合】

①貸付限度額：セーフティネット貸付(経営環境変化資金)と合わせて
【国民生活事業部】4,800万 【中小事業部】7億2,000万円

②貸付金利：特に業況が悪化している方など、一定の要件に該当する方
○基準金利から最大▲0.5%

③貸付期間：設備資金15年以内(据置期間3年以内)
運転資金8年以内(据置期間3年以内)

■資金繰り支援(融資)県制度融資

1. 経営安定資金「東日本大震災復興緊急保証の支援分」

(1)制度の概要

震災の影響により、一時的な業況、資金繰りの悪化などの経営安定に支障を来している中小企業者に対し必要な融資を行う制度です。

(2)融資対象者

- 1) 最近3カ月の平均売上等が前年同期に比して3%以上減少している方
- 2) ①大震災による直接被害を受け、市町村から罹災証明書の発行を受けた方
②大震災の影響を受け、融資申込後3カ月間の平均売上等が前年同期に比して3%以上の減少が見込まれる方、または、売掛金等の回収条件が長期化することで取引条件が悪化している方

- ①貸付限度額：8,000万
- ②貸付金利：1.2%
- ③貸付期間：7年以内(据置期間1年以内含む)
- ④保証料率：0.8% (保証料の1/3を県が補給します。)

2. 資金繰り円滑化支援資金「東日本大震災復興緊急保証の支援分」(借換資金)

震災の影響により、一時的に資金繰りに支障が生じている中小企業者に対し、既往借入金の借換えを行うことで、返済負担の軽減を図る制度です。

(2)融資対象者

- 1) ①大震災による直接被害を受け、市町村から罹災証明書の発行を受けた方
②大震災の影響を受け、融資申込後3カ月間の平均売上等が前年同期に比して3%以上の減少が見込まれる方、または、売掛金等の回収条件が長期化することで取引条件が悪化している方
 - 2) 平成23年3月31日以前に借り入れた県制度融資(中小企業育成資金、経営安定資金、資金繰り円滑化資金または産業活性化資金)の残高を有すること
 - 3) 経営改善計画に基づき返済条件の緩和を図ることより、資金繰りおよび経営の改善が期待できること
- ※この資金の借換えにより、月々の返済額が借換え前より減少することが必要

- ①貸付限度額：8,000万
- ②貸付金利：1.7%
- ③貸付期間：10年以内(据置期間1年以内含む)
- ④保証料率：0.8%

■資金繰り支援(信用保証)

(1)制度の概要

既存の保証制度とは別枠で、震災により直接的または間接的に被害を受けている中小企業を対象に、金融機関からの融資に際し、保証協会が100%の保証を行う制度です。

(2)融資対象者

《特定被災区域の方》

- ・地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者(原発事故に係る警戒区域等内に事務所を有する中小企業者を含む)
- ・震災の影響により業績が悪化している中小企業者

《特定被災区域以外の方》

- ・特定被災区域内の事業者との取引関係により、業績が悪化している中小企業
 - ・震災被害により業況が悪化している中小企業者
- ※認定申請書には、震災による売上高等の減少事由を説明する「理由書」が必要

(3)保証限度額

- ・無担保8,000万、有担保2億、最大で2億8,000万
- ・既存の一般保証、セーフティネット保証、災害関係保証とは別枠

■資金繰り支援（返済猶予特例制度）県制度融資

(1)制度の概要

震災の影響を受けて、急激な売上減少等により、既存借入金の返済に窮している県内中小企業者に対し、元金の返済を1年間猶予するとともに、猶予期間終了後も返済額が増加しないよう融資期間を1年間延長することができる制度です。

(2)融資対象者

震災の影響による資金繰り悪化で、以前に借り入れた県制度融資の返済に窮している中小企業者（返済猶予後の償還が確実に見込まれることが必要です）

(3)返済猶予の期間・方法等

返済猶予の期間は1年以内とし、猶予期間終了後も返済額が増加しないように融資期間を返済猶予の期間と同期間延長する。（完済日が最長で1年間繰り延べられます）

(4)申請方法

返済猶予を受けようとする方は、取扱金融機関に対して、所定の申請書を提出する必要があります。

青年部による東日本大震災 現地支援活動

福井北商工会青年部 宮城県石巻市雄勝町での被災地炊き出し活動

6月18日から21日にかけて、青年部員18名が宮城県石巻市の避難所となっている大須小学校を訪れ炊き出し活動などを行いました。青年部員が製造販売するバーベキューグリルを使い、焼肉丼150食と洋風豚角煮丼150食を避難住民や小学校に通う児童、地域住民に提供しました。このほか、日赤福井県支部の協力を得て、集まった支援物資や福井市内のパン屋が提供したパンを配布したり、石巻かほく商工会青年部との交流会を行ったりしました。堀江亮次部長は「今後も地元商工会を通じて物資を送るなど、長期的な支援や交流を続けたい」と話しています。



福井東・福井西商工会青年部 宮城県宮城郡七ヶ浜町でのボランティア活動

7月16日から18日にかけて、福井東7名、福井西4名の青年部員が宮城県七ヶ浜町を訪れ被災地でのボランティア活動を行いました。個人でボランティアに行こうと計画していたことから始まり、人が集まり実行委員会になり、10日ほどの準備期間で計画から実行となりました。当日は、基礎だけ残して跡形もなく波にさらわれた民宿のヘドロや堆積物を除去する作業を全国から集まったボランティア達とともにいったほか、福井北商工会青年部からの支援物資である水産用カップを石巻市立大須小学校へ届けました。滝波幸宏・石川敏英部長は「私たちもまた支援に行きたいと思えますし、今回参加できなかった仲間たちも、もう一度企画して行く事になるだろう」と話しています。



● ● 東日本大震災に係る義援金ご協力のお礼 ● ●

東日本大震災により被災された商工会会員の一日も早い復興のために、組織を挙げて最大限の支援を行います。

会員の皆様には義援金にご協力いただきありがとうございました。

福井県内の義援金 **15,807,240 円** (平成23年7月21日現在)
 全国の義援金 **872,991,309 円** (平成23年7月21日現在)

義援金の税法上の取り扱いについて(重要)

東日本大震災に対する義援金の税法上の取り扱いにつきましては、全国商工会連合会は国税庁の基本通達等により、当初は個人事業所は必要経費に法人は損金に、災害見舞金に充てるための同業団体等へ拠出する分担金等に該当するため全額損金算入できるとお知らせしたところです。

しかしながら全国商工会連合会に対し所轄の芝税務署より、税法上の取扱いについて「相談に対し当方の説明不足により結果的に誤った回答となった」との連絡があり、一定の範囲でしか経費算入が認められないとの見解が示されました。

そこで、全国商工会連合会では財務省・国税庁等と数次にわたり協議を行った結果、6月24日の財務省告示(官報)により、今回、商工会が募集する義援金につきましては、平成23年3月17日～12月31日までの間、日本赤十字社等と同様、所得税法上の「特定寄附金」及び法人税法上の「指定寄附金」の指定を受けることとなりました。税務上の取扱いについては、以下の通りです。

1. 個人の方が支払った場合

その年中において支払った「特定寄附金」の合計額 - 2千円 = 寄付金控除額


(注) 所得金額40%相当額が限度(商工会への義援金のような震災関連寄附金に該当するものは80%相当額が限度)となります。

(注) 確定申告において、寄附金控除の適用を受ける場合には、領収書の控えの添付(又は提示)が必要となります。

2. 法人の方が支払った場合

法人が「指定寄附金」を支払った場合は、支払った金額の全額を損金の額に算入することができます。今後申告される法人の方は「指定寄附金」として申告されるようお願い申し上げます。(法人税申告にあたり別表14(2)の記載が必要となります。

なお、これまでに本義援金を全額損金の額に算入して確定申告を行った法人におかれては、特段の申請等を行う必要はございません。



平成24年経済センサス - 活動調査を実施します。

- ▶平成24年2月に全ての企業・事業所を対象とした経済センサス-活動調査を実施します。
- ▶調査の結果は、各種行政施策や学術研究の基礎資料としての利活用だけでなく、経営の参考資料として事業者の方々にも活用していただくことを目指しています。
- ▶正確な調査を実施するため、調査票の送付に先立ち、6月中旬から支社等を有する企業本社あてに「事業所等確認票」を郵送します。
- ▶調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御返送をよろしくお願いいたします。

総務省・経済産業省

「クールライフプロジェクト」連携消費拡大事業

福井県では、東日本大震災の影響で、全国規模での電力不足が懸念されることから、官民が共同し、楽しく節電やピークカットに取り組む「クールライフプロジェクト」を実施しています。

商工会では、この「クールライフ」を契機として、節約された電気代を消費につなげるなど、県内の消費喚起と賑わいの創出を図るため、下記のとおり、「エコライフ応援」消費拡大キャンペーンや「ふるさと“逸品”フェスタ」の開催などに取組みます。

(1) 「お買い物券」の進呈

福井県は8月分～9月分の電気使用量を前年比10%以上削減した「節電コンテスト」の応募者に抽選で「お買い物券」を進呈することで「クールライフプロジェクト」を推進し消費拡大を図ります。

(2) 「エコライフ応援」消費拡大キャンペーン

節約された電気代を消費につなげるなど、クールライフを契機とした取組みに、商工会では各地域において、スタンプラリーや抽選会などの消費を喚起する統一セールなどの共同販売促進事業を実施します。

《実施時期》

平成23年10月～12月（予定）

《実施内容》

①店舗による独自サービスの提供

参加店舗が割引セールや独自のサービスを提供します。

②地域で実施する共同販売促進活動

参加店舗が共同で各種販売促進イベントを実施します。

③抽選会の景品として「お買い物券」等の進呈

キャンペーン中に買い物に応じて抽選会を実施し、景品として「お買い物券」等を進呈、次の消費を喚起します。

(3) ふるさと“逸品”フェスタの開催

地域の逸品やお店の自慢の品(食品、工芸品など)を一堂に集めた「ふるさと“逸品”フェスタ」を開催します。

《実施時期》

平成23年11月2日(水)～6日(日)

午前10時～午後7時30分 但し、6日は午後5時閉場（予定）

《実施場所》

西武福井店 6階催事場

《実施内容》

県内各地域での人気商品や各地域ならではの特産品等の県内一円の商品を一堂に集め、県内消費者へ広く周知するとともに商品の認知度向上を支援します。なお、開催中の展示スペースの一部において、エコ関連商品の展示・販売も実施します。

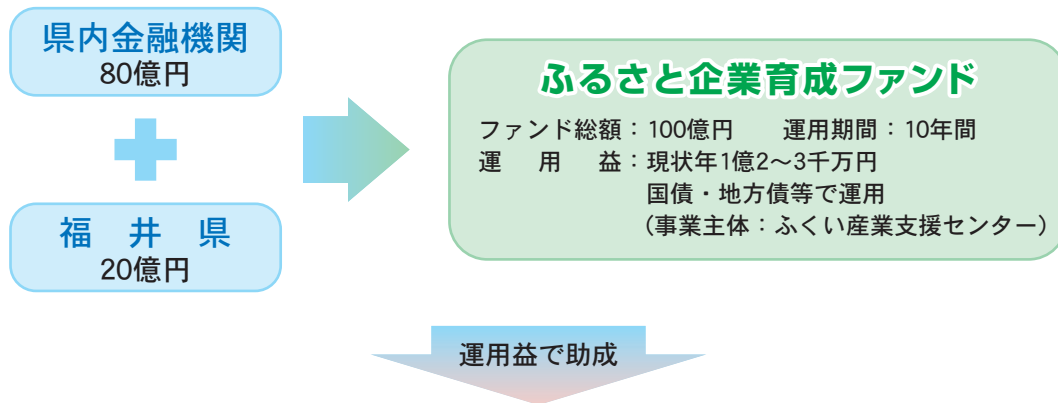
今年3月1日(火)～6日(日) 6日間
西武福井店6階催事場での開催風景



新 ふるさと企業育成ファンド事業

事業概要

県と金融機関が協力して新たなファンドを創設し、運用益を活用して中小企業が新分野への展開に踏み出すための支援を強化するとともに産業支援機関が連携して個々の企業をフォローアップします。



■新分野展開スタートアップ支援事業

新分野展開を行う中小企業者が既存事業の経営資源を活用して取組む経営の多角化や事業転換への経費補助

【事業内容】

- 助成対象事業 新分野展開を行う中小企業者が既存事業の経営資源を活用して取組む経営の多角化や事業転換
- 助成対象者 県内の中小企業者のうち年間売上高が10億円未満
- 対象経費 建物修繕費、構築物費、機械装置費、工具・器具・備品費、原材料費、外注加工費、謝金、旅費、使用料・賃借料、需用費、役務費
- 助成額 助成率：2/3、助成限度額：1,000万円(助成額の下限100万円)※2年間の事業計画も可
- 助成総額 1億円
- 支援チーム 金融機関、商工会議所、商工会、ふくい産業支援センター、県による支援チームが対象企業を5年間フォローアップ

地域一体となった推進・支援体制

■ものづくり人材育成修学資金貸付事業

県内外の理工系大学院(修士課程・博士課程)に在学し、県内に本社を有するものづくり企業に就職を希望している学生への修学資金補助を行います。

【事業内容】

- 貸与対象者 県内外の理工系大学院(修士課程・博士課程)に在学する学生
- 貸与人数 毎年20名ずつ新規貸与者を決定
- 貸与金額 月額6万円(日本学生支援機構等他の奨学金を受給している学生にも貸与可)
- 返済免除条件 県内に本社を有するものづくり企業(医薬、食品、IT関係企業を含む)に就職し、継続して7年間勤務

売れるギフト商品開発支援事業

事業の内容について

各地域の「強み」である地域資源の活用や農林漁業者との連携等による、地域中小企業の新商品・既存商品を、地元で支持される商品、そして全国のお中元・お歳暮等ギフトに利用されるような商品に育つよう、商品の付加価値や競争力をつけ、価値を高めることを狙いとして、地域毎でのギフト商品の開発を支援しています。

ビジネスチャンス

商工業者がある程度利用するものとして、ビジネス上でのお中元・お歳暮等のギフト需要がある



商工会の強み

地域内商工業者の集まりであり、そのネットワークを保有している

地域製品の課題

地域製品を知ってもらう機会や売る場が少ない



売れるギフト商品開発セミナーの様子

7月にあわら市・福井北・池田町・おおい町でセミナーを開催しました。

今回のセミナーは、安売り志向ではない市場として、地域製品のお取り寄せブームやお中元・お歳暮、お祝事などの地域製品が狙うべき販路の1つである「ギフト・通販市場」にて戦える商品づくりを目指した内容で、多くの会員方々の参加がありました。

8月にはセミナーに参加した企業を対象に、専門家を活用した個別支援を実施します。

今後の展開

ギフト・通販商品の拡充を図り、付加価値の高い商品群にすることで、企業の枠を超えた、魅力のあるギフトを中心としたセット商品を開発し、ギフト・通販向けセット商品の開発を支援します。(異なる企業同士の商品セット販売のための体制を構築)

セット商品の開発・販売体制の構築

⇒ 商品提案用カタログ作成

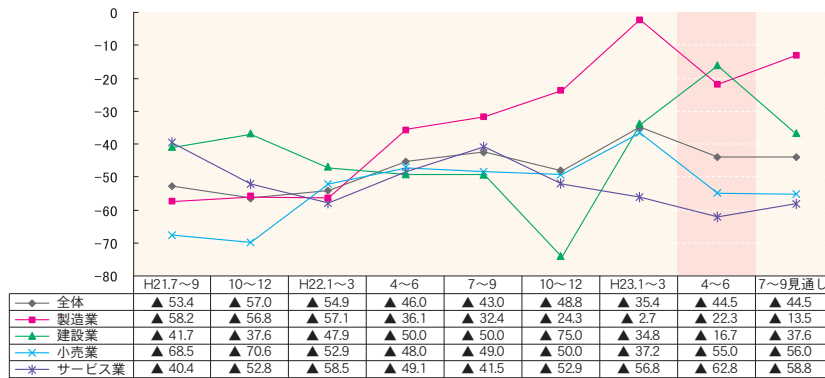
⇒ 商社等への提案による販路開拓支援

業況は全体としてやや悪化するも今後は改善傾向示す

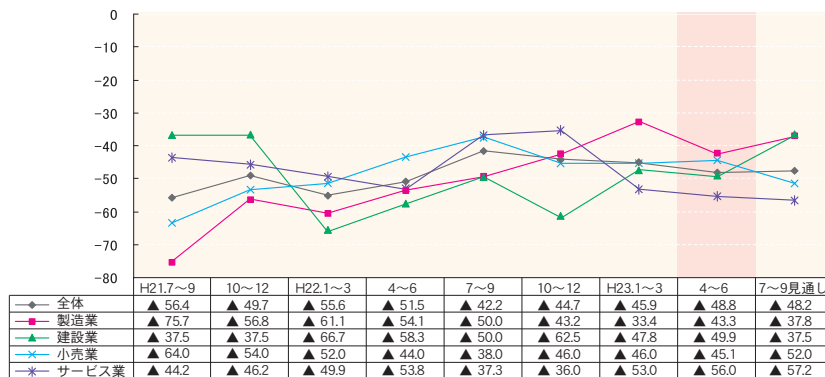
～中小企業景況調査～

福井県商工会連合会では、福井県内商工会会員165企業（製造業37企業、建設業24企業、小売業51企業、サービス業53企業）に対して年4回景況調査を実施しています。平成23年度の第1四半期である平成23年4月～6月の業況は全体で悪化しています。業種別では小売業が僅かながら好転したものの依然として低水準となっており、他の業種については悪化しています。7～9月の業績見通しは改善傾向にあり、特に製造業および建設業は改善傾向が大きく、また、小売業も僅かながら改善する見通しです。ただ、サービス業はやや悪化となっており3期連続で悪化する見通しです。

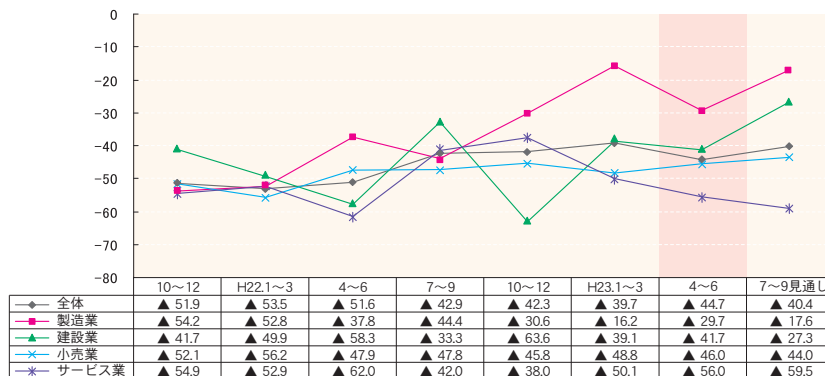
売上高のDI値推移（対前年同期比）



採算のDI値推移（対前年同期比）



業況のDI値推移（対前年同期比）



*DI値（ディフュージョン・インデックス、景気動向指数）

企業の景気動向を示す指標です。各調査項目について＜増加・上昇・好転＞の割合から＜減少・低下・悪化＞の割合を差し引いた値で、＜景気動向指数＞を表しています。

$$DI(数式) = (上昇企業数 - 低下企業数) \div 回答企業数 \times 100$$

震災の影響から改善しつつも全体的に 厳しい状況が続く

～会員情報（経営動向）調査～

県内各商工会では、全経営指導員が地域独自の経営環境を把握し、商工会全体で情報の共有を図り、対策を講じることを目的として、年4回「会員情報（経営動向）」調査を実施しています。平成23年6月末日に実施した調査結果では、地域の実情に応じた様々な情報が集まっています。

製造業

| | |
|---------|---|
| 織物機械製造業 | 震災の影響は無く、売上は増加しているが円高等の影響で資金繰りは悪化している。（丹南地区） |
| 製麺業 | 震災の影響で売り上げ大きく減少、夏場の繁忙期に向けて売掛金を回収し仕入れをしたいが手元現金が不足厳しい（坂井地区） |
| 印刷業 | 震災の影響で節電エコ用のうちわを発注する企業が多いがプラスチックの持ち手の部分は在庫切れで紙のうちわしか作れない。（坂井地区） |
| 家具製造業 | 震災の影響で材料が入ってこない為、生産活動が思うように進まない。（丹南地区） |

建設業

| | |
|-------|---|
| 総合工事業 | 公共事業が減少し、民間受注も少なく先細り状態が続いている。（坂井地区） |
| 建築業 | 震災の影響で部品供給ができないメーカーがあり、請負工事が施工できない。（坂井地区） |
| 職別工事業 | 震災で材料が入らなかった建築資材・電気工事材料等は、材料の流通が解消し始めたままの仕事をこなすのに忙しい。（坂井地区） |

小売業

| | |
|-------|---|
| 家電小売業 | 家電はテレビのアナログ放送終了前の駆け込み需要があり忙しい。（坂井地区） 今年は猛暑が予想され、エアコン等品不足が懸念される。できるだけ製品をストックして受注に対応したい。（坂井地区） |
| 食品小売業 | 大型店との競争が厳しく、売上減少が続いている。地域に根差したサービスなど新たな事業展開による対策が急務である。（高志・福井地区） |

サービス業

| | |
|----------|---|
| 飲食業 | 高速道路無料化が終了し、交通量が減ったように思う。来客数が落ち込んでいる。（嶺南地区） |
| 自動車修理販売業 | 震災の影響で新車の納品が遅れ、資金繰りが苦しい。（坂井地区・高志・福井地区） |
| 観光・旅行業 | 震災の影響で、自粛ムード等あり、さらに客数が減少し、資金繰りが悪化。旅行会社は震災の風評や自粛の影響が大きく売上が落ち込んでいる。（高志・福井地区） |
| 旅館業 | 例年この時期観光客は落ち込み、地域内の会議等で補っていたが震災の影響による自粛により売上は大きく落ち込んでいる。（嶺南地区） 例年であれば夏季宿泊予約が入ってくる時期だがいまだに予約が伸びない状況にある。（嶺南地区） |

父親の子育てを応援する企業を表彰します

- 表彰対象 男性従業員の子育てを支援する職場環境づくりを行い、成果が認められる企業
- 募集方法 自薦または商工団体からの推薦
所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送、FAXまたは電子メールにて提出
- 応募期間 平成23年7月11日(月)～8月31日(水)
- 応募方法 表彰状の贈呈
- 表彰企業への支援 ・県制度融資「中小企業育成資金(一般)(企業の子育て奨励分)利用の際」の保証料を全額補助
・県の入札参加資格における審査項目として評価

※詳しくは、下記のホームページをご覧ください。

福井県健康福祉部 | 910-8580 福井市大手3-17-1 TEL: 0776-20-0341 FAX: 0776-20-0640

子ども家庭科 | e-mail: kodomo@pref.fukui.lg.jp ホームページ

— 商工貯蓄共済のお知らせ —

近畿府県商工貯蓄共済合同キャンペーン

商工貯蓄共済に8月26日からご加入いただきますと、掛金月額10,000円毎に、5,000円相当の特産品をもれなくプレゼントいたします。

特産品は近畿7府県の21商品と、東日本大震災復興支援として東北3県から3商品、全24品の中からお選びいただけます。福井県からは、豚ロースしゃぶしゃぶ肉、バニラとショコラのアイスクリームセット、バナナパウンドケーキと生チョコ入りガトーショコラのスイーツセットが出品されています。その他にも近畿府県のブランド牛やハンバーグの詰合せ、東北からは牛タンセットや山の幸の詰合せなど盛沢山な内容となっています。

キャンペーン期間 平成23年8月26日(金)～12月20日(火)
(平成23年10月1日～平成24年1月1日契約始期)分が対象となります。

プレゼント商品発送 第1回 8月26日～10月25日募集分：平成23年12月末
第2回 10月26日～12月20日募集分：平成24年2月上旬



「第6回福井県優良観光土産品推薦審査会」出品募集について

- 募集期限：平成23年8月26日(金)
- 審査会：平成23年9月
- 出品部門：菓子部門、飲食品部門、民芸品・キャラクター部門
- 出品基準：福井県内で製造・加工され、販売されている(予定のある)観光土産品
- 出品料：新規(1品)5,000円 更新(1品)3,000円
- 推薦特典：
 - ・優良観光土産品の推奨状を交付します。
 - ・推奨品に貼る推奨マークを交付します。
 - ・ホームページで広くPRします。

お申込み・お問い合わせ先 (社)福井県観光連盟 福井市大手2丁目9-10 電気ビル4F
TEL. 0776-20-0741 FAX. 0776-23-3715

働くみんなに 退職金効果！

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安全 国の制度だから安心 掛金の一部を国が助成します。 **有利** 掛金は全額非課税 手数料もかかりません。 **簡単** 社外積立だから管理もラクラク 転職先でも引き継げる「通算制度」があります。

●パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。

詳しくはホームページをご覧ください **中退共** **検索** <http://chutaikyo.taishokukin.go.jp/>

独立行政法人
勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6
TEL(03)3436-0151(代表) FAX(03)3436-0400

業務改善助成金制度（平成23年度新設）のご案内 （中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金）

この制度は、最低賃金の引上げによって大きな影響を受ける中小企業の事業主が地域別最低賃金の引上げに先行して、計画的に時間給800円に引上げ、それに伴って業務改善を目的とした就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、省力化設備・器具の導入、研修等を実施した場合に、その経費の2分の1を助成する制度です。

～業務改善助成金の対象経費例～

1. 就業規則の作成や改定
 - ・事業場内で最も低い賃金の引上げに伴う既定の作成・改正のための社会保険労務士への手数料
2. 賃金制度の整備
 - ・事業場内で最も低い賃金の引上げに伴う賃金制度の見直しのための賃金コンサルタント経費
3. 労働能率の増進に資する設備・機器の導入
 - (1) 在庫管理、仕入業務の効率改善のためのPOSレジシステムの購入費用
 - (2) 作業効率及び安全性の向上を目指した工場、店舗等の改装、機器等の購入
4. 労働能率の増進に資する研修
 - ・新規設備導入に必要な労働者の操作研修費用

中小企業事業主の皆様の賃金改善の取組を助成金で支援します。

- ・事業場内で最も低い時間給を4年間に800円以上とする計画を作成し、1年間あたり時間給等を40円以上の引上げを実施すること
- ・賃金引上げに資する設備・機器の導入や就業規則の改正などの業務改善を行い費用を支払うこと

申請先

事業場を管轄する労働局

支給額

・上記業務改善の経費の2分1(上限100万円)

本助成金の詳細については、下記にお問い合わせください。

福井労働局 労働基準部 賃金室 TEL：0776-22-2691 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階

個人事業税(第1期分)の納期限は8月31日(水)です。 事業主の方は忘れずに納付しましょう！！

口座振替をご活用ください！

個人事業税の納付には、便利で確実な「口座振替」も利用できます。

詳しくは、最寄りの金融機関や福井県税事務所（嶺南振興局税務部）へご相談ください。



コンビニでも納税できます！

個人事業税を右記のコンビニエンスストアで納めることができます。これらのコンビニであれば、原則として24時間、全国どこでも土曜・日曜・祝日でも納付が可能です。

【利用できるコンビニ】

ローソン/ファミリーマート/サークルK/サンクス/ミニストップ/セブン-イレブン/コミュニティストア/デイリーヤマザキ/ポプラ/ヤマザキデイリーストア/エーエム・ピーエム/エブリワン/くらしハウス/ココストア/スリーエイト/スリーエフ/生活彩家/セーブオン (順不同)



〈お問合せ先〉 福井県税事務所課税第一課個人課税グループ TEL：0776-21-8272
嶺南振興局税務部課税課 TEL：0770-56-2223